

気の里訪問看護ステーション ノウタス  
指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕重要事項説明書

1. 事業所の概要

名 称 気の里訪問看護ステーション ノウタス  
所 在 地 〒441-3103 豊橋市雲谷町字上ノ山 113 番地の 2、113 番地の 24、113 番地の 25  
電話番号 (0532) 65-7111(代) (0532) 43-0511(直通) Fax (0532) 65-7122  
サービス提供地域 豊橋市全域 左記以外の場合もご相談下さい  
※ サービス提供以外の地域についてののみ、交通費の実費が必要となります。

2. 訪問看護の目的

在宅で療養していく皆様が、安心して生活でき、希望を最大限に実現してゆけるようにと考え、心身機能の維持回復を図ることを目指しています。

3. サービスの提供者

当ステーションの看護師が自宅へお伺いします。

4. 職員の職種・員数・職務内容

管理者 1 名（看護師兼務）— 適切な訪問看護が行われるように管理、指揮命令を行う。  
看護師 3 名 — 訪問看護の実践。

5. 営業日・営業時間

★電話等により 24 時間いつでも対応が可能な体制にしています。

営 業 日：月曜日から金曜日（ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除きます）

営業時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

6. 訪問看護の提供方法

かかりつけ医の指示書に基づいて、訪問看護計画を作成し、適切な指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の実施。

7. 訪問看護の内容

①健康状態の観察と助言 ②日常生活の看護 ③リハビリテーション看護  
④精神・心理的な看護 ⑤認知症の看護 ⑥主治医の指示による処置・検査 ⑦終末期の看護  
⑧療養上の相談と支援

8. ご利用料金

利用料金は介護報酬で定められた下記単位表の該当単位数に地域区分 7 級（10.21）を乗じた金額となります。ご利用者様には要介護度・要支援度及び介護保険自己負担割合により算定した金額を請求させていただきます。

|                                    |                 |
|------------------------------------|-----------------|
| ・訪問看護 A（20 分未満）                    | 314 単位          |
| ・訪問看護 1（30 分未満）                    | 471 単位          |
| ・訪問看護 2（30 分以上 1 時間未満）             | 823 単位          |
| ・訪問看護 3（1 時間以上 1 時間半未満）            | 1, 128 単位       |
| ・予防訪問看護 A（20 分未満）                  | 303 単位          |
| ・予防訪問看護 1（30 分未満）                  | 451 単位          |
| ・予防訪問看護 2（30 分以上 1 時間未満）           | 794 単位          |
| ・予防訪問看護 3（1 時間以上 1 時間半未満）          | 1, 090 単位       |
| ＊夜間早朝は 25 % 加算、深夜は 50 % 加算されます     |                 |
| ・（予防）初回加算（1 ヶ月につき）Ⅰ / Ⅱ            | 350 単位 / 300 単位 |
| ・（予防）サービス提供体制強化加算Ⅱ                 | 3 単位            |
| ・（予防）複数名訪問加算Ⅰ（30 分未満 1 回）          | 254 単位          |
| ・（予防）複数名訪問加算Ⅰ（30 分以上 1 回）          | 402 単位          |
| ・（予防）複数名訪問加算Ⅱ（30 分未満 1 回）          | 201 単位          |
| ・（予防）複数名訪問加算Ⅱ（30 分以上 1 回）          | 317 単位          |
| ・（予防）長時間訪問看護加算（1 時間 30 分以上 1 回につき） | 300 単位          |
| （別に厚生労働大臣が定める状態の方）                 |                 |
| ・（予防）緊急時訪問看護加算（1 ヶ月につき）            | 574 単位          |
| ・（予防）特別管理加算（Ⅰ）（1 ヶ月につき）            | 500 単位          |

- ・（予防）特別管理加算(Ⅱ)（1ヶ月につき） 250単位
- ・ターミナルケア加算（\*予防訪問看護を除く） 2,500単位
- ・（予防）看護体制強化加算（1ヶ月につき） 300単位
- ・（予防）退院時共同指導加算（初回加算を算定する場合は算定しない） 600単位
- \*1回の訪問時間が1.5時間を越える場合の延長料金は時間帯、休日を問わず30分2,000円
- ・処遇改善加算（1月当たりの総単位数に、加算率を乗じます） 1.8%

## 9. 緊急時等における対応

訪問看護実施中に、利用者に病状の急変が生じたり、その他緊急事態が生じたときは、臨機応変の手当てを行うとともに、速やかにかかりつけ医に連絡し、指示を受けて適切な処置を行います。  
かかりつけ医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じ、管理者に報告します。

## 10. 苦情・相談の体制

利用者からの苦情や相談に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。

★相談や苦情などの窓口がございます。いつでもお気軽にご相談ください。

### (1) 気の里訪問看護ステーションノウタス

管理者 木原美奈子

電話番号 0532-65-7111(代)

電話番号 0532-43-0511(直)

### (2) 東三河広域連合介護保険課事業グループ

電話番号 0532-26-8471

### (3) 愛知県国民健康保険団体連合会

介護保険苦情係

電話番号 052-971-4165

以上ご説明申し上げました。

## 同意書

令和 年 月 日

当ステーションは、訪問看護の提供開始にあたり、ご利用者に上記文書で、サービスのご紹介及び重要事項を説明しました。

気の里訪問看護ステーションノウタス

説明者 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

## <ご利用者様>

私は、サービス内容及び重要事項について、文書に基づいて、ステーションから説明を受け、了解しました。

利用者 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

ご家族 氏名 \_\_\_\_\_ 印（続柄 \_\_\_\_\_）

住所 \_\_\_\_\_

代理人 氏名 \_\_\_\_\_ 印（ \_\_\_\_\_ ）

住所 \_\_\_\_\_